

※同時記者発表 高松サンポート記者クラブ／徳島県政記者クラブ／阿南市政記者クラブ

平成28年7月11日
四国地方整備局
徳島県

～『那賀川水系河川整備計画（変更原案）』公表～

「那賀川水系河川整備計画」の変更原案を公表し、関係住民の方々に意見を伺います

国土交通省四国地方整備局と徳島県では、「第7回那賀川学識者会議」（平成27年12月24日）において、河川整備計画（平成27年2月変更）の点検結果の報告を行い、会議における意見も踏まえ河川整備計画を変更することとしました。

《那賀川水系河川整備計画の点検報告については、那賀川河川事務所ウェブサイト

(<http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/seibikeikaku/tenken/index.html>) をご覧下さい。》

この度、河川整備計画の変更を行うため、「那賀川水系河川整備計画（変更原案）」（以下『変更原案』という。）を作成しましたので公表します。

今後、パブリックコメントによって変更原案に対する意見を広く一般の方々から募集し、河川整備計画の策定を進めてまいります。

◆総合的なお問い合わせ

国土交通省 四国地方整備局

河川部 河川計画課 建設専門官 やまもと 山本 たくお 卓男

TEL (087) 851-8061 (内線3613)

◆河川整備計画の変更に関するお問い合わせ

◇国管理区間に関すること

国土交通省 四国地方整備局

那賀川河川事務所 調査課長 かじもと 梶本 やすし 泰司

TEL (0884) 22-6562 (内線351)

◇県管理区間に関すること

徳島県 県土整備部 河川整備課 課長補佐 すずえ 鈴江 かずよし 和好

TEL (088) 621-2570

那賀川水系河川整備計画（変更原案）の公表について

この度、河川整備計画の変更を行うため、「那賀川水系河川整備計画（変更原案）」（以下『変更原案』という。）を作成しましたので公表します。

主な変更内容は、長安ロダムにおける長期的な堆砂対策、県管理区間の堤防整備の位置づけ、堤防の浸透対策、施設の能力を上回る洪水等への対応、洪水調節機能や利水機能の向上に向けた調査・研究の追加です。（別紙－１及び別添変更原案参照）

今後、下記のとおり変更原案に対する意見を広く一般の方々から募集し、ご意見を集約したのち、対応方針を検討のうえ、計画へ反映していきます。

パブリックコメント

(1) 募集期間 平成 28 年 7 月 12 日（火）から平成 28 年 8 月 12 日（金）

(2) 意見提出方法 郵送、FAX、ウェブサイト

※1 変更原案の入手方法等は、別紙－２のとおり

※2 パブリックコメントの詳細は、別紙－３のとおり

(1) 長安口ダムにおける長期的な堆砂対策

- 「長安口ダム貯水池機能保全技術会議」により、長安口ダムにおいて実現可能な恒久的な堆砂対策としてベルトコンベアを用いた土砂運搬方法の適用性が高いことが明らかになったことから、その具体的な実施内容を河川整備計画へ記載。

(2) 県管理区間の堤防整備の位置づけ

- 平成26年台風11号洪水において浸水被害のあった県管理区間の大井地区、阿井地区、相生地区の洪水対策を河川整備計画へ新たに記載。

(3) 堤防の浸透対策

- 平成26年台風11号洪水において漏水が発生した箇所、及び平成27年9月関東・東北豪雨による鬼怒川等での知見を反映した堤防調査により、安全度が低い箇所を「対策必要区間」として河川整備計画に再設定。

(4) 施設の能力を上回る洪水等への対応

- 今後水災害がさらに頻発化・局地化・激甚化する懸念を踏まえ、施設能力を上回る外力に対して、ハード・ソフトの両面から浸水被害軽減及び危機管理対応を図ることを河川整備計画へ新たに記載。

(5) 洪水調節機能や利水機能の向上に向けた調査・研究

- 大雨の頻発化・局地化・激甚化に伴う災害発生 of 懸念、或いは頻発化・深刻化する渇水による利水への影響を踏まえ、洪水調節機能や利水機能の向上に向けた調査・研究を河川整備計画へ新たに記載。

■那賀川水系河川整備計画の主な変更内容について



- 長安ロダム貯水池上流での土砂の除去による洪水調節容量の確保
(長期的な堆砂対策の追加)
- 那賀川・桑野川の上流域及び支川（県管理区間）の治水安全度向上
(大井地区・阿井地区・相生地区の対策追加)
- 洪水時の漏水や局所先掘に対する堤防強化
(洪水を安全に流すためのハード対策、危機管理型ハード対策の追加)
- 施設の能力を上回る洪水等への対応
- 洪水調節機能の向上に向けた調査研究



○長安ロダム貯水池上流で除去した土砂を下流河道へ還元



- 長安ロダムと川口ダムの底水容量を不特定容量として利用
(長期的な堆砂対策の追加)
- 利水機能の向上に向けた調査研究

※ 赤字：追加・変更箇所

那賀川水系河川整備計画（変更原案）の閲覧および入手について

1. インターネットによる閲覧（資料の入手）

変更原案は、平成28年7月12日（火）より、下記のウェブサイトにおいて、資料の閲覧、入手が可能です。また、「意見提出様式」の入手が可能です。

【那賀川水系河川整備計画ウェブサイト】

<http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/seibikeikaku/top/index.html>

2. 閲覧場所での閲覧

平成28年7月12日（火）から8月12日（金）まで、以下の場所において、資料の閲覧が可能です。また、「意見提出様式」の入手が可能です。（午前9時から午後5時まで閲覧が可能。ただし土曜日・日曜日・祝日を除く）

- ・ 国土交通省四国地方整備局 8階情報公開室
（香川県高松市サンポート3-33）
- ・ 国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所 1階ロビー
（阿南市領家町室ノ内390）
- ・ 徳島県県民環境部県民環境政策課県民協働室（徳島市万代町1丁目1番地）
- ・ 徳島県県土整備部河川整備課（徳島市万代町1丁目1番地）
- ・ 徳島県南部総合県民局〈阿南庁舎〉県民センター
（阿南市富岡町王谷46）
- ・ 徳島県南部総合県民局〈那賀庁舎〉
（那賀郡那賀町吉野弥八かへ64-1）
- ・ 徳島県南部総合県民局〈美波庁舎〉県民センター
（海部郡美波町奥河内字弁才天17-1）
- ・ 阿南市役所 土木課（阿南市富岡町トノ町12-3）
- ・ 阿南市役所羽ノ浦支所（阿南市羽ノ浦町中庄なかれ16-3）
特定事業推進課
- ・ 阿南市役所那賀川支所（阿南市那賀川町苅屋323）
- ・ 那賀町役場（那賀郡那賀町和食郷字南川104-1）
- ・ 那賀町役場分庁（那賀郡那賀町延野字王子原31-1）
- ・ 那賀町役場上那賀支所（那賀郡那賀町小浜151）
- ・ 那賀町役場木沢支所（那賀郡那賀町木頭字前田43-1）
- ・ 那賀町役場木頭支所（那賀郡那賀町木頭出原字マエダ34）
- ・ 小松島市役所産業建設部都市整備課（小松島市横須町1番1号）
- ・ 美波町役場建設課（海部郡美波町奥河内字本村18-1）

那賀川水系河川整備計画変更に対するご意見の聴取について

1. 那賀川水系河川整備計画（変更原案）に対するパブリックコメント

- (1) 意見聴取対象：「那賀川水系河川整備計画（変更原案）」
- (2) 募集期間：平成28年7月12日(火)から平成28年8月12日(金)
- (3) 意見の提出方法
- 1) 提出方法
 - ①郵送 ②FAX ③ウェブサイト
 - 2) 記入事項
 - ①氏名(企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名)
 - ②住所(お住まいの市町名まで)
 - ③職業(企業・団体の場合は不要)
 - ④年齢(企業・団体の場合は不要)
 - ⑤性別(企業・団体の場合は不要)
 - ⑥ご意見
 - 3) 提出先
 - ①郵送の場合：〒774-0011 徳島県阿南市領家町室ノ内390
国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所
調査課 那賀川水系河川整備計画担当 宛
 - ②FAX の場合：0884-22-7062
 - ③那賀川水系河川整備計画ウェブサイトの場合：
<http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/seibikeikaku/top/index.html>
- (4) 注意事項
- ①ご意見は日本語でご提出ください。
 - ②郵送、FAXの場合は、別紙意見提出様式にご記入ください。
 - ③電話でのご意見は受け付けておりません。
 - ④提出いただいたご意見につきましては、お名前を除き公開する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
 - ⑤提出いただいたご意見につきましては、十分検討のうえ、できる限り那賀川水系河川整備計画（変更案）に反映いたします。

- ⑥提出いただいたご意見につきましては、とりまとめのうえ公表します。
- ⑦皆様からいただいたご意見に対しては、四国地方整備局及び徳島県の考え方を付して公表します。
- ⑧皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることは出来ませんので、その旨御了承願います。
- ⑨期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
- ・ 個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容
- ⑩氏名・住所等の個人情報については、適切な方法で厳重に管理し、本目的以外には一切使用いたしません。

那賀川水系河川整備計画（変更原案）に対する意見

那賀川水系河川整備計画（変更原案）について、以下のとおり意見を提出します。

氏名		性別	男・女
住所	①阿南市・②那賀町・③小松島市・④勝浦町・⑤美波町 ⑥上記以外の徳島県内・⑦その他（ ）		
年齢	①10代・②20代・③30代・④40代 ⑤50代・⑥60代・⑦70代以上	職業	①会社員・②公務員・③自営業・④農林水産業 ⑤主婦・⑥学生・⑦その他（ ）

那賀川水系河川整備計画（変更原案）に対するご意見・ご質問

〈注意事項〉

ご意見は日本語でご記入ください。なお、電話でのご意見は受け付けておりません。

- ご意見等の取り扱いについて
 - ・提出いただいたご意見につきましては、お名前を除き公開する場合がありますのであらかじめご了承下さい。
 - ・提出いただいたご意見につきましては、十分検討のうえ、できうる限り那賀川水系河川整備計画（変更原案）に反映いたします。
 - ・提出いただいたご意見につきましては、とりまとめのうえ公表します。
 - ・皆様からいただいたご意見に対しては、四国地方整備局及び徳島県の考え方を付して公表します。
 - ・皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることは出来ませんので、その旨御了承願います。
 - ・期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - （個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容、個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容、個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容、法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容、営業活動等営利を目的とした内容）
 - ・氏名・住所等の個人情報については、適切な方法で厳重に管理し、本目的以外には一切使用いたしません。

郵送・FAX の送付先	〒774-0011 阿南市領家町室ノ内390 国土交通省四国地方整備局 那賀川河川事務所 調査課 那賀川水系河川整備計画担当 宛 FAX：0884-22-7062
----------------	--